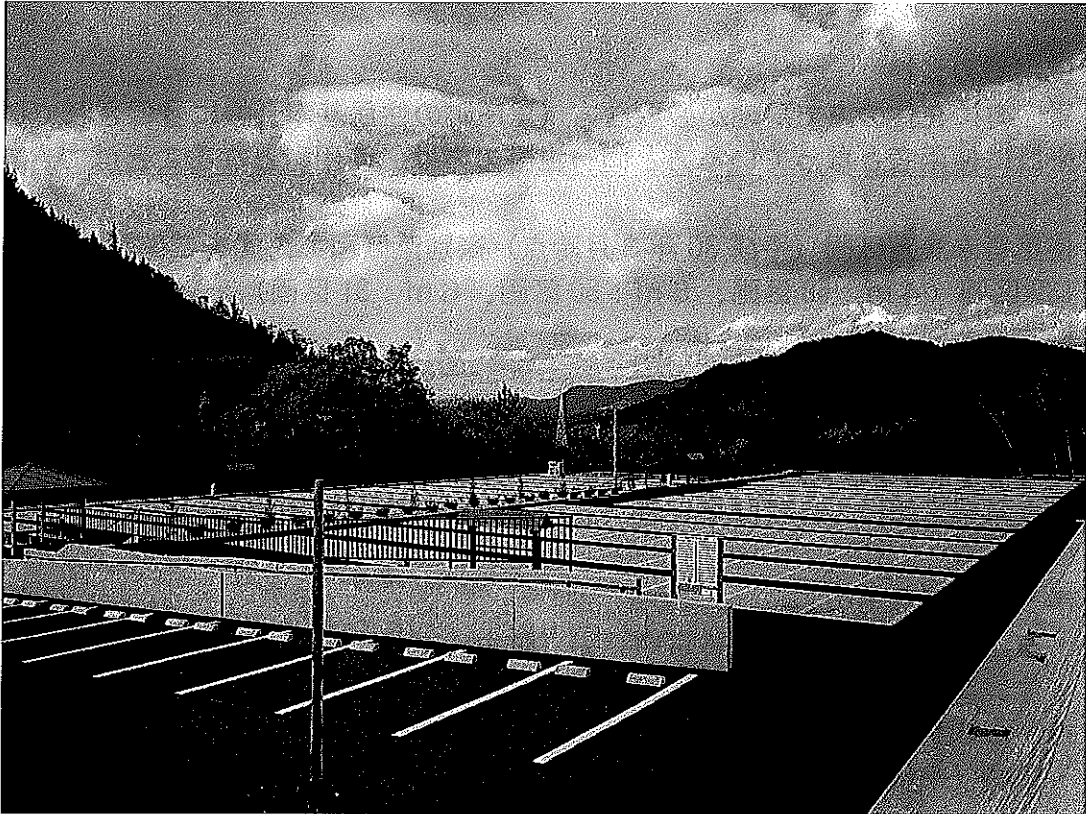


里庄町営墓地 「里庄町やすらぎ霊園」

使用の手引き(募集要項)



～緑豊かな 心あたたまる やすらぎの地～

平成30年3月

里 庄 町

里庄町やすらぎ霊園の施設概要

各墓所区画の寸法

■所在地

里庄町大字新庄 5126 番 2

■墓所総面積

1,470 m²

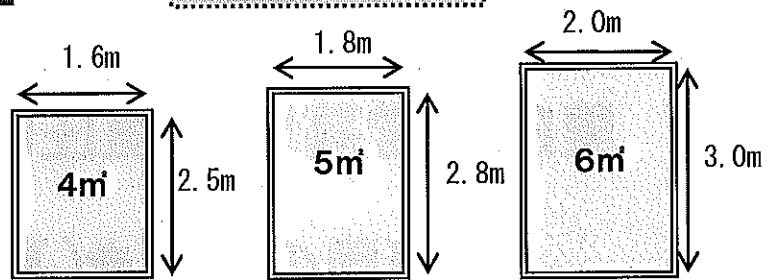
■総区画数

300 区画

【内訳】 4 m² : 120 区画、5 m² : 90 区画、6 m² : 90 区画

■附帯設備

休憩施設（あずまや、ベンチ）、トイレ、水汲み・桶置き場（4箇所）、駐車場 23 台



申請受付 ※平成27年5月1日から、空き区画について随時募集しています。

1 使用者の資格

里庄町に在住の方で墓地が必要な方（里庄町の住民基本台帳に登録されている方）

※既に使用者となっている方と同一世帯の方は、使用者となることはできません。

2 使用者未決定区画（平成30年3月時点）※別添区画案内図をご確認ください。

139 区画（4 m² : 58 区画、5 m² : 50 区画、6 m² : 31 区画）

3 申請受付場所

・受付場所：里庄町役場 町民課 8:30~17:15（土・日・祝日は除く。）

※書類に不備がある申請は受付できません。

※希望区画については受付順（先着順）となります。

4 申請に必要なもの

・里庄町営墓地墓所使用許可申請書（町ホームページからダウンロードできます。）

・住民票の写し（使用者世帯全員のもので、本籍・続柄が記載されているもの。発行から3か月以内のもの。）

・印鑑（申請書に押印が必要）

5 申請に当たっての注意事項

・申請者以外の使用はできません。また、名義貸し等による申請はできません。

・必ず事前に現地を確認した上で、申請してください。

・希望する墓所区画番号は、区画案内図の記号番号（A-1等）を記入してください。

・墓所使用区画決定後の変更はできません。

・世帯において町税等（延滞金含む。）に滞納がある場合は使用を許可できません。

・墓所は分譲ではありません。使用する権利を取得することになります。

・使用できる区画は、1世帯につき1区画までとなります。

・里庄町営墓地条例及び同条例施行規則の規定を必ずご確認ください。

・虚偽の記載がある場合その他不正な手段をもって申請した場合は無効とします。

使用料・管理料

墓所使用に係る使用料（永代使用料）及び管理料は次のとおりです。

区画種別	使用料（110,000円/㎡）	管理料（3年度分前納）
4㎡	440,000円	年額4,800円 （3年度分：14,400円） ※年度途中の使用開始の場合、 初年度は月割となります。
5㎡	550,000円	
6㎡	660,000円	

※使用料は、初回のみ納付（一括納付）となります。

※管理料は、墓地を管理するための費用で、3年度分を前納していただきます。（年度の途中で申し込まれた場合の管理料は、初年度を月割計算したものとします。）

使用料等の納付・墓所使用許可証の交付

墓所の希望区画は受付順（先着順）となります。

申請の受付後、資格要件等の審査を経て、墓所使用及び墓所区画を決定（内定）し、使用料及び管理料の納付書を送付しますので、必ず指定する納付期限までに納付してください。納付期限までに納付がなされない場合は、申請を取り下げたものとして取り扱います。（納付場所は、里庄町役場出納室になります。）

納付が確認でき次第、里庄町営墓地墓所使用許可証（以下「墓所使用許可証」といいます。）を交付します。（墓所使用許可証は郵送します。）

使用開始日（使用許可日）は原則として申請月の翌々月の初日となります。（ただし、早期の使用をご希望の場合はご相談に応じます。）

※墓所使用許可証は使用権を示す大切なものですのでなくさないように保管しておいてください。

●使用料の分割納付について

生活保護受給世帯等で使用料の一括納付が困難であると町長が認める場合は、分割納付を受けることができます。

分割納付を希望するときは、里庄町営墓地墓所使用料分割納付申請書に、その理由を証明する書類を添えて申請してください。

なお、分割納付の期間は10か月以内で、その回数は10回以内となります。

※分割納付による使用料の納付が完了するまでは、墓所の使用はできません。

●管理料の減免について

生活保護受給世帯等で管理料の納付が困難であると町長が認める場合は、減免を受けることができます。

管理料の減免を受けようとするときは、里庄町営墓地管理料減免申請書に、その理由を証明する書類を添えて申請してください。

■使用者募集の流れ(平成27年5月1日から適用)

①墓所使用許可申請書の提出

- ・受付場所：里庄町 町民課（郵送等での申込みはできません。）
 - ・受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日は除く。）
 - ・提出書類：里庄町営墓地墓所使用許可申請書
3か月以内に発行された世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）
- ※希望区画は受付順（先着順）となります。

②申請書類の審査・要件確認

（使用者の資格要件等について審査を行います。）

③区画決定（内定）、使用料・管理料納付書の送付

申請のあった区画の決定（内定）を行い、使用料及び管理料（3年度分）の納付書を送付します。※使用決定後の区画の変更や取下げはできません。
※使用決定後の区画の変更はできません。

④使用料・管理料の納付

送付された納付書により、必ず指定の納付期限までに使用料及び管理料を納付してください。

- ・納付場所：里庄町役場 出納室
- ・納付できる時間：8：30～17：15（土・日・祝日は除く。）

※納付期限までに使用料等の納付がなされない場合は、申請を取り下げたものとして取り扱います。（別途取下書の提出が必要です。）

⑤使用料等の納付確認、使用許可証の交付

使用料及び管理料の納付を確認した後、墓所使用許可証を交付します。（郵送）

⑥使用開始

使用開始日（許可年月日）は、原則として申請月の翌々月初日となります。
※遺骨を自宅へ保管しているなどの理由で、早期の使用を希望される場合はご相談ください。（使用料等の早期納付で対応できる場合があります。）

墓石の建立 (工事)

1 墓所工事許可申請書の提出

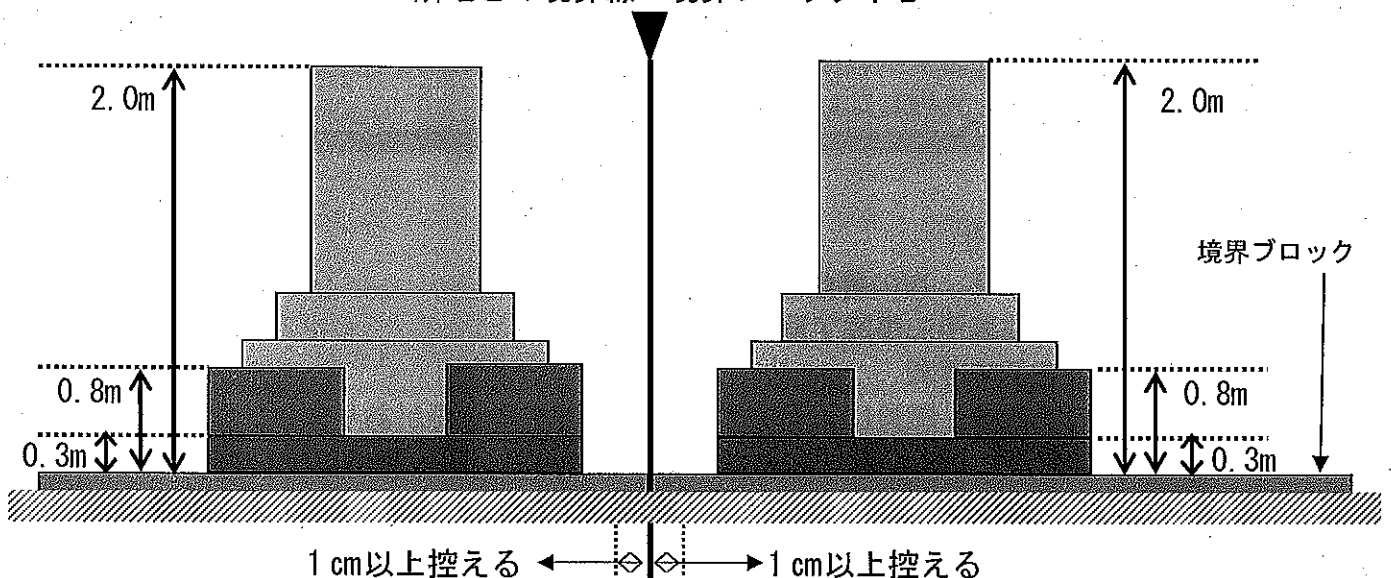
墓石等の工作物等の設置にあたっては、必ず着工前に、里庄町営墓地墓所工事許可申請書に設計図面を添付して提出してください。工作物等の設置については、工作物等の範囲及び設置基準により制限がありますので、基準を満たしていると判断した場合は、里庄町営墓地墓所工事許可証を交付します。

【設置基準】里庄町営墓地条例施行規則第14条他

区 分		設 置 基 準
墓石 ※焼骨を埋蔵する(していた) 施設	設置可能基数	2基以内
	高 さ	墓所地盤面から2m以内 ※墓所地盤面の基準点は既設の境界ブロック面(最も高い位置で可)
その他の形象類 (灯笼、地藏尊、墓誌等)	設置可能基数	管理上支障のない範囲
	高 さ	墓石と同じ(2m以内)
盛土	高 さ	墓所地盤面から0.3m以内
困障	高 さ	墓所地盤面から0.8m以内
縁石(外柵) ※石材、ブロック、コンクリート等による		指定境界線から1cm以上控えること。 ※指定境界線 隣地：境界ブロックの中心 通路面：通路との境
上屋根・竹垣・板塀・植栽		設置不可
墓石最下段の台石背部と背後境界線との間隔		0.3m以上空けること
墓石の向き		指定なし(周辺に支障がないように)

設置のイメージ図

隣地との境界線＝境界ブロック中心



●工事に関する注意事項

墓所内の工事に際しては、次の事項に十分留意してください。

- ◆特定の業者指定はしていませんので、個々で業者を選定してください。なお、施工業者を選定する際には、複数業者から見積もりを徴取するなど、十分に考慮の上決定してください。(町で施工業者のあっせん等は行っておりません。)
- ◆墓地内施設や他人の墓所を壊したり傷つけたりしないようにしてください。
- ◆場内の排水処理の関係から、墓地東側及び北側へ勾配を設けているため、通路及び墓所区画については水平ではありません。(傾斜角度は場所によって異なります。)
必ず施工前に現地を確認し、それに対応できる施工を行ってください。(高さを補正する場合は、墓石の高さ制限等に注意が必要です。)
- ◆墓所がある区域内への工事車両の乗り入れは禁止しています。やむを得ず荷下ろしをする場合は、荷下ろし後、速やかに車両を駐車場に移動してください。
- ◆ミニクレーン及び動力式台車を墓所がある区域内へ乗り入れる場合は、必ずコンパネ等で養生し、走行跡が残らないようにしてください。
- ◆工事に伴い発生した廃棄物は適正に処理してください。墓地内又は付近に放置、不法投棄等することのないようにしてください。
- ◆施工の都合上、不要となった区画内の碎石、土砂等は必ず持ち帰ってください。
- ◆梱包材、緩衝材、型枠などの施工中に発生したごみは必ず持ち帰ってください。
- ◆工事に際して墓地内の水道施設・電気設備等は使用しないでください。
- ◆セメント、モルタル等を水汲み場や水路、植栽帯等に絶対に流さないでください。
- ◆場内の水汲み場では工事用資機材、工具等は洗わないでください。
- ◆既設の墓所プレートは取り外し、保管または町へ返却してください。
- ◆工事を終了する際に、隣接する墓所や墓地内について汚していないかを十分に点検し、必ず清掃してください。
- ◆たき火その他火災を生じるおそれのある行為はしないでください。
- ◆出入口を車で塞ぐなど、他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ◆工事場所付近で墓参者を見かけた場合は、墓参者を優先し、迷惑にならないよう注意してください。
- ◆施工後、設置基準を満たさないことが判明した場合は、町の指示のとおり設置者の負担により速やかに改修してください。

設置基準及び注意事項の違反が判明した場合は、当該施工業者に係る以降の墓所工事許可申請を受理しないことがあります。

2 工事完了届の提出

工事が完了したら、次の書類を提出してください。

- ・里庄町営墓地墓所工事完了届
- ・完了状況を示す写真

※完了届の受理後、職員による完了検査に合格する必要があります。

※設置基準を満たしていないことが判明した場合は、町の指示に従い、速やかに基準を満たすよう改修してください。

※完了検査に際しては、職員が墓所内に立ち入ることを了承願います。

埋蔵（納骨）・改葬

埋蔵（納骨）または改葬しようとするときは、次の書類を提出してください。

【埋蔵】

- ・ 里庄町営墓地墓所埋蔵（改葬）届
- ・ 火葬許可証（斎場執行者の証明印のあるもの）（原本）
- ・ 墓所使用許可証（写しで可）



【改葬】

- ・ 里庄町営墓地墓所埋蔵（改葬）届
- ・ 改葬許可証（原本）
- ・ 墓所使用許可証（写しで可）

※「改葬」：一度埋葬した遺体または埋蔵した遺骨を他の場所へ移すこと

※他の場所から町営墓地墓所へ遺骨を移す場合は、現に焼骨を埋蔵している墓地・墓園・納骨堂等の管理者の証明を受けて、その所在する市町村（改葬等の担当窓口）で改葬許可証の交付を受けてください。（市町村により手続き方法や様式等が異なりますので、必ずその市町村担当窓口へご確認ください。）

※埋蔵できるのは、焼骨（火葬したお骨）及び遺品これに類するものに限られます。

使用の承継

墓所使用者の死亡などにより、使用者の承継を行う場合は、里庄町営墓地墓所使用承継許可申請書を提出し、承継の承認を受けてください。

- ・ 里庄町営墓地墓所使用承継許可申請書
- ・ 前使用者の墓所使用許可証（原本）
- ・ 住民票の写し（承継者の世帯全員のもので、本籍・続柄が記載されているもの。発行から3か月以内のもの。）
- ・ 前使用者と承継者との関係を証明する書類
- ・ 承継の事由を証明する書類（相続関係書類等）

民法（明治29年法律第89号）

第897条（祭祀供用物の承継）

- (1) 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者がこれを承継する。
- (2) 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

代理人の選定 ※取扱いが変わりました。

使用者または承継者が町外に住所を変更した場合、または承継者が町外に住所を有する場合は、町内に住所を有する 20 歳以上の人で条例施行規則第 12 条に規定する人を代理人として選定しなければなりませんので、里庄町営墓地墓所使用代理人選定届に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 里庄町営墓地墓所使用代理人選定届
- ・ 代理人の住民票（代理人の世帯全員のもので、本籍・続柄が記載されているもの。発行から 3 か月以内のもの。）
- ・ 墓所使用許可証（原本）

●代理人の選定の免除について

町内に親族または縁故者がいないなどの理由により、代理人を選定することが困難であると町長が認める場合は、引き続き使用者または承継者自ら条例第 20 条に規定する管理義務を履行することを誓約する誓約書を提出することで、代理人の選定の免除を受けることができます。

墓所使用許可証の再交付

墓所使用許可証を紛失した場合や汚損した場合は、里庄町営墓地墓所使用許可証再交付申請書に次の書類を添えて提出し、再交付を受けてください。

- ・ 墓所使用許可証（紛失の場合を除く。）

住所・氏名等の変更

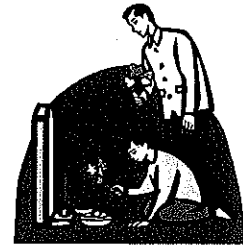
使用者または代理人の本籍、住所、氏名または連絡先に変更があった場合は、里庄町営墓地墓所使用者等住所等変更届に次の書類を添えて提出してください。（承継の場合を除く。）

- ・ 墓所使用許可証（原本）
- ・ 変更事由を証明する書類（住民票の写し等）

墓所の返還

墓所を返還する場合は、次の書類を提出してください。

- ・ 里庄町営墓地墓所返還届
- ・ 墓所使用許可証（原本）
- ・ 墓所原状回復後の写真（2～3枚程度）



●返還に伴う使用料・管理料の還付

墓所の返還に伴う既納の使用料・管理料の取扱いについては次のとおりとなります。

① 未使用のまま返還（埋蔵等を行っておらず、工作物等を設置していない状態）

使用料：既納の額の5割相当額を返還します。

管理料：返還した日の属する月の翌月分から月割額により還付します。

② ①以外の場合

使用料：返還しません。

管理料：返還した日の属する月の翌月分から月割額により還付します。



使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡した日から起算して5年を経過してもなお使用権の承継がないとき。
- (2) 使用者が住所不明になり7年を経過し、かつ、親族及び縁故者がいないと認められるとき。

※上記により使用権が消滅したときは、当該墓所を無縁とし、別に指定する場所へ改葬または移転することとなります。

使用にあたっての注意事項

① 墓地内では次の行為が禁止されています。

- ・ 物品の販売その他の営利行為
- ・ 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、または駐車する行為
- ・ 墓地内の施設を損壊する行為
- ・ 植物を採取し、または損傷する行為
- ・ 鳥獣魚類を捕獲し、または殺傷する行為
- ・ 貼り紙及び広告類を掲示し、または宣伝物等を配布する行為
- ・ 墓地内の秩序を著しく乱す行為または著しく乱す恐れのある行為
- ・ その他町長が墓地の管理上支障があると認める行為



② 墓所の使用の際には、次の点を遵守してください。

- ・ 常に使用墓所及び墓石等を清掃し、尊厳維持に努めてください。
- ・ 墓石等の転倒、その他、他人に危険または迷惑を及ぼすおそれがあるときは、ただちに修理その他必要な措置をしてください。
- ・ 花木等は植えないでください。
- ・ 火の取扱いには十分注意してください。



③ 次のいずれかに該当するときは、墓所の使用許可を取り消す場合があります。

- (1) 偽りまたは不正な手段により使用許可を受け、または管理料の徴収を免れたとき。
- (2) 使用権を他人に譲渡し、または転貸したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 使用許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。
- (5) 管理料を納付しないとき。
- (6) 法令または里庄町営墓地条例及び同条例施行規則の規定に違反したとき。

※墓所の使用許可を取り消されたときは、直ちに墓所を自己の費用をもって原状に回復し、返還しなければなりません。

※目的外使用、無許可使用・設置、使用権の譲渡・転貸等に該当する場合は、里庄町営墓地条例第24条の規定により5万円以下の過料に処する場合があります。

④ 里庄町営墓地では、衛生上、花き類や供物等の持ち帰りを呼びかけています。ご協力をよろしくお願いいたします。



⑤ 墓地内での事故、盗難等について、里庄町は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

各種様式等

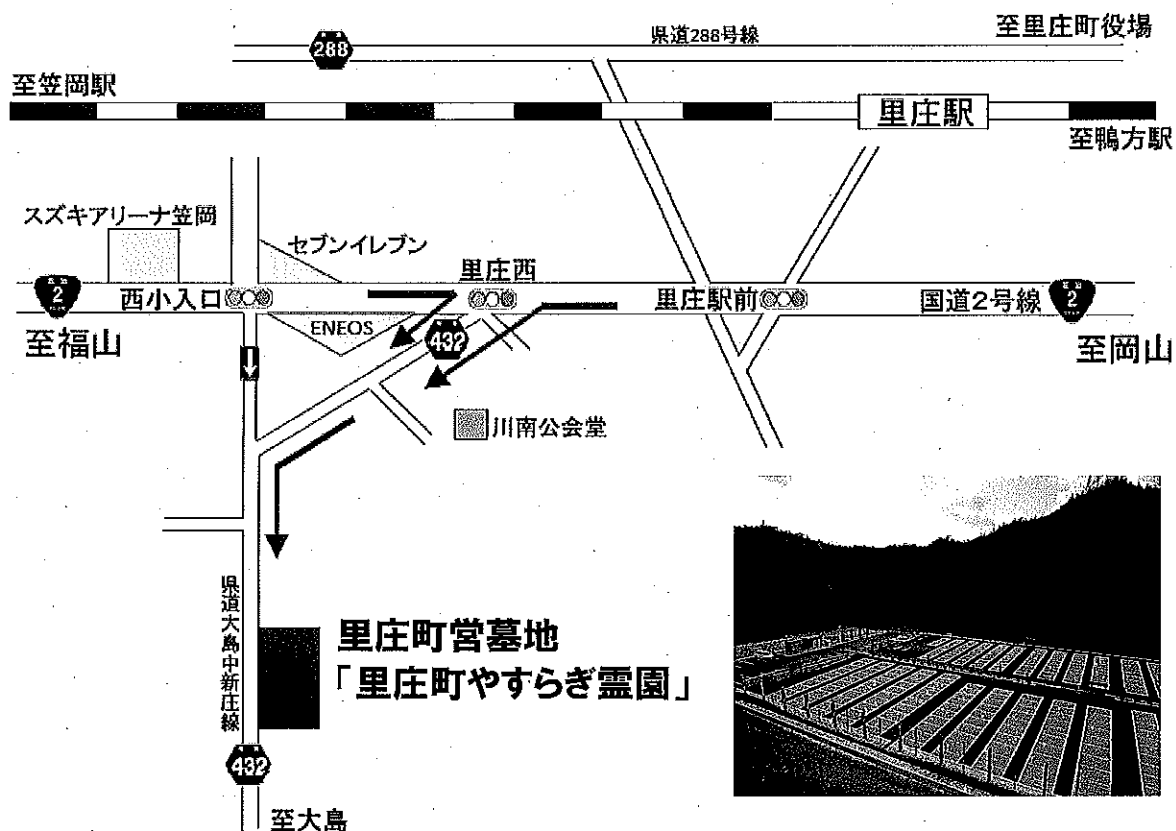
里庄町役場町民課窓口にあります。

里庄町ホームページへも掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

(アドレス) <http://www.town.satosho.okayama.jp>

位置図

浅口郡里庄町大字新庄 5126 番 2 (県道大島中新庄線沿)



※道中の県道大島中新庄線については、道幅がそれほど広くありません。交通安全に十分注意し、沿道の方への配慮をお願いします。

申請先・問合せ先

〒719-0398

浅口郡里庄町大字里見 1107-2

里庄町 町民課 (住民担当)

TEL0865-64-3112 FAX0865-64-3126



里庄町営墓地条例

(設置)

第 1 条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地として、里庄町営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 里庄町やすらぎ霊園
- (2) 位置 里庄町大字新庄 5126 番 2

(使用の目的)

第 3 条 墓地内の埋蔵場所（以下「墓所」という。）は、焼骨その他規則で定める物（以下「焼骨等」という。）を埋蔵する以外に使用することはできない。

(使用者の資格)

第 4 条 墓所を使用することができる者は、本町に住所を有する者でなければならない。ただし、国又は地方公共団体が本町域において行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い改葬を必要とする者その他町長が特別の事由があると認めた者については、この限りでない。

(使用の制限)

第 5 条 墓所の使用は、特別の場合を除き、1 世帯につき 1 区画とする。

(使用の許可)

第 6 条 墓所を使用しようとする者は、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について、その位置を指定し、墓地の管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 7 条 前条の使用許可を受けようとする者は、別表に定める永代使用料（以下「使用料」という。）を一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、分割納付することができる。

2 前項の使用料は、納入通知に基づき納付するものとする。

(管理料)

第 8 条 第 6 条第 1 項の使用許可及び第 13 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、清掃その他墓地の管理に要する経費として、別表に定める管理料を納付しなければならない。

(管理料の減免)

第 9 条 町長は、特別の事由があると認めたときは、管理料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により管理料の減免を受けた者で、その後の事情の変更により減免事由が消滅したものは、当該事由が消滅した日の属する月の翌月分から管理料を納付しなければならない。

(使用料等の不還付)

第 10 条 既納の使用料及び管理料（以下「使用料等」という。）は、還付しない。ただし、墓所を使用しないで返還する等規則で定める事由に該当する場合は、町長は、使

用料等の一部を使用者に還付することができる。

(埋蔵の届出)

第 11 条 使用者は、町長に届け出て、墓所に使用者の親族及び縁故者の焼骨等を埋蔵することができる。

(代理人の選定)

第 12 条 使用者が、本町以外に住所を有するに至ったときは、速やかに本町に住所を有する者を代理人に選定し町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する代理人は、使用者に代わり第 20 条に規定する管理義務を負うものとする。

(使用権の承継)

第 13 条 墓所の使用権は、使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭祀を主宰すべき者が、町長の許可を受けて承継することができる。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、承継事由の発生後速やかに町長に申請しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、墓所の使用権を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(工作物等の許可等)

第 15 条 墓所に墓石、燈ろう等の工作物（以下「工作物等」という。）を設置し、又は改造しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、使用者に対し、工作物等の設置について制限又は条件を付するものとする。

(墓所の返還)

第 16 条 使用者は、墓所を使用する必要がなくなったときは、その旨を町長に届け出るとともに、墓所を原状に復して返還しなければならない。

(墓所の移転等)

第 17 条 町長は、墓地の管理上又は公益上特に必要があると認めるときは、使用する墓所を変更させ、又は返還させることができる。

2 前項の場合において、町長は、墓所の変更又は返還に要する費用を補償するものとする。

(使用許可の取消し等)

第 18 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正な手段により使用許可を受け、又は管理料の徴収を免れたとき。

(2) 使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 使用許可を受けた目的以外に墓所を使用したとき。

(5) 管理料を納付しないとき。

(6) 法令又はこの条例に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちに墓所を原状に復して返還しなければならない。

3 使用者が、前項の規定による処置を行わなかったときは、町長において原状に復し、その費用は当該使用者から徴収するものとする。

4 第 1 項の規定による使用許可の取消しがあった場合、使用者に損害が生ずることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用権の消滅)

第 19 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓所の使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡した日から起算して 5 年を経過してもなお使用権の承継がないとき。
 - (2) 使用者が住所不明になり 7 年を経過し、かつ、使用権の承継がないとき。
- 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、町長は、当該墓所の所在物件を無縁とし、町の負担により第 21 条に規定する場所に改葬し、又は移転若しくは処分することができる。

(使用者の管理義務)

第 20 条 使用者は、常に墓所及びその周辺の清掃に努め、並びに工作物等を適正に管理し危険防止のため必要な措置を講じなければならない。

(特別墓所)

第 21 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合の利用に供するため、区域を指定して特別墓所を設置することができる。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 7 条の規定に基づく場合
- (2) 第 19 条第 1 項の規定により使用権が消滅した場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた場合

2 特別墓所に埋蔵できるものは焼骨のみとする。

(損害賠償の義務)

第 22 条 墓地内の施設又は附属施設をき損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第 23 条 墓地内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他の営利行為
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は駐車する行為
- (3) 墓地内の施設を損壊する行為
- (4) 植物を採取し、又は損傷する行為
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷する行為
- (6) 貼り紙及び広告類を掲示し、又は宣伝物等を配布する行為
- (7) 墓地内の秩序を著しく乱す行為又は著しく乱す恐れのある行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が墓地の管理上支障があると認める行為

(過料)

第 24 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者を、5 万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第 3 条の規定による目的以外に墓所を使用した者
- (2) 使用許可を受けずに墓所を使用した者
- (3) 第 14 条の規定に違反して墓所の使用権を他人に譲渡し、又は転貸した者
- (4) 第 15 条の規定に違反して工作物等を墓所に設置した者

2 町長は、偽りその他不正な手段により管理料の全部又は一部の徴収を免れた者を、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処することができる。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条及び第8条関係）

1 区画の面積	使用料	管理料
4 平方メートル	440,000 円	年額 4,800 円
5 平方メートル	550,000 円	
6 平方メートル	660,000 円	

里庄町営墓地条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、里庄町営墓地条例（平成 25 年里庄町条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(墓所の使用制限)

第 2 条 条例第 3 条に規定する墓所に埋蔵することができるものは、遺品及びこれに類するものとする。

(使用許可の申請)

第 3 条 条例第 6 条の規定により墓所の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、里庄町営墓地墓所使用許可申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の住民票の写し（その者の属する世帯全員の本籍及び続柄が記載されているものに限る。）

(2) その他町長が必要と認める書類

(使用の許可)

第 4 条 町長は、前条の申請があった場合において、使用許可をすべきものと認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。なお、当該申請の受付期間を設ける場合において同一区画に複数の使用許可の申請があったときは、抽選により決定するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた申請者は、町長が定める期限までに、条例第 7 条第 1 項に規定する永代使用料（以下「使用料」という。）及び条例第 8 条に規定する管理料（以下これらを「使用料等」という。）を納付しなければならない。当該期限までに当該使用料等を納付しなかった場合は、町長は、当該申請を取り下げられたものとみなすことができる。

3 町長は、前項に規定する使用料等の納付を確認した後に、当該申請者に里庄町営墓地墓所使用許可証（様式第 2 号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可証を紛失又は汚損したときは、里庄町営墓地墓所使用許可証再交付申請書（様式第 3 号）に、必要書類を添えて町長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(使用料の分割納付)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項ただし書に規定する町長が認める特別の理由は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者が使用するとき。

(2) その他町長が特別の理由があると認めた者が使用するとき。

2 前項に規定する者が、条例第 7 条第 1 項ただし書に規定する使用料の分割納付を希望する場合は、里庄町営墓地墓所使用料分割納付申請書（様式第 4 号）に、その理由を証明する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

3 使用料の分割納付に係る期間は、10 月以内とし、その回数は 10 回以内とする。

4 使用料の分割納付の決定に際しては、町長は、当該分割納付に係る使用料の全額が納付されるまでの期間について、当該墓所の使用を禁止する旨の条件を付することができる。

できる。

(分割納付の決定通知)

第6条 町長は、前条の決定をしたときは、里庄町営墓地墓所使用料分割納付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(管理料の納付)

第7条 条例第8条の規定による管理料は、3年度分を一括して前納しなければならない。ただし、初年度分については許可証記載の使用開始日の属する月分から当該年度末月分までの月割額とする。

2 管理料は、使用許可を受けた年度については、許可の際に納付し、それ以降については、次の3年度分を前納しなければならない初年度の4月1日から5月31日までの間に納付するものとする。

(管理料の減免)

第8条 条例第9条に規定する町長が認める特別の理由は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者が使用するとき。

(2) その他町長が特別の理由があると認めた者が使用するとき。

2 前項に規定する者が、管理料の減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとするときは、里庄町営墓地管理料減免申請書(様式第6号)に、その理由を証明する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(減免の決定通知)

第9条 町長は、前条第2項の申請に基づき当該管理料の減免の決定をしたときは、里庄町営墓地管理料減免決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(使用料等の還付)

第10条 条例第16条の規定により使用者が墓所を返還する場合において、条例第10条ただし書きの規定に基づき使用料等の還付を行うときは、次に定めるところによる。

(1) 墓所を未使用のまま返還した場合

ア 使用料 既納の額の5割相当額を還付する。

イ 管理料 返還した日の属する月の翌月分から月割額により還付する。

(2) 前号以外の場合

ア 使用料 還付しない。

イ 管理料 前号イによる。

2 前項に規定する未使用とは、当該使用者が墓所内に焼骨等を埋蔵し、又は改葬しておらず、かつ、第14条第2項各号に規定する工作物等を設置していないことをいう。

(埋蔵等の届出)

第11条 条例第11条の規定により使用者が墓所に焼骨等を埋蔵しようとするとき、又は改葬しようとするときは、里庄町営墓地墓所埋蔵・改葬届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) 火葬許可証又は改葬許可証

(2) 許可証

(代理人の選定)

第12条 条例第12条に規定する代理人は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 本町に住所を有し、かつ、現に居住する者

(2) 満20歳以上であって、成年被後見人又は被保佐人でない者

(3) 条例及びこの規則に基づき負担すべき義務を履行する能力を有することが確実であると認められる者

2 条例第12条第1項の規定により代理人を選定しようとする者は、里庄町営墓地墓所使用代理人選定届(様式第9号)に、代理人の住民票(その者の属する世帯全員の本籍及び続柄が記載されているものに限る。)の写し及び許可証を添えて町長に届け出て、承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の届出を受理し、承認したときは、許可証の内容を変更し、当該届出者に交付するものとする。

4 町長の承認を受けた代理人が死亡し、辞退し、又は本町以外に住所を有するに至ったときは、当該代理人を選定した者は、代理人の変更をしなければならない。この場合の届出は、前3項の規定を準用する。

5 条例第12条第1項ただし書に規定する町長が適当と認めたときとは、使用者が本町以外に住所を有するに至ったが、代理人を選定することが困難であるため、引き続き使用者自ら条例第20条に規定する管理義務を履行するときとする。

6 前項の規定により使用者自ら管理義務を履行するときは、誓約書(様式第9号の2)を町長に提出しなければならない。

(使用承継の申請及び許可)

第13条 条例第13条の規定により使用墓所を承継して使用しようとする者(以下「承継者」という。)は、里庄町営墓地墓所使用承継許可申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、当該承継者が本町以外に住所を有するときは、条例第12条第1項の規定による代理人を定めなければならない。

(1) 承継者の住民票の写し(その者の属する世帯全員の本籍及び続柄が記載されているものに限る。)

(2) 前使用者の許可証

(3) 承継の事由を証明する書類

(4) 前使用者と承継者との関係を証明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を許可したときは、許可証の内容を変更し、当該承継者に交付するものとする。

3 前項の許可を受けた場合において、前使用者が第5条の規定により使用料の分割納付の決定を受け、かつ、当該分割納付に係る使用料の全額を納付していないときは、当該承継者は、当該分割納付に係る使用料の未納額を納付する義務を承継するものとする。

(工作物等の許可申請)

第14条 条例第15条の規定により使用者が工作物等の設置又は改造の許可を受けようとするときは、里庄町営墓地墓所工事許可申請書(様式第11号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 許可証

(2) 工事設計図書

2 工作物等の範囲及び設置基準は、次のとおりとする。

(1) 墓所の区画

ア 区画内周囲に石材、ブロック又はコンクリート等で縁石を築造する場合には、

指定境界線から1センチメートル以上ひかえること。

イ 盛土の高さは、墓所地盤面から0.3メートル以内とすること。

(2) 囲障

ア 石材、ブロック又はコンクリートをもって築造すること。

イ 高さは、墓所地盤面から0.8メートル以内とすること。

(3) 墓石及び形象類

ア 墓石の設置は、1区画に2基以内とすること。また、墓石以外の形象類は、墓所の管理上支障がない範囲での設置とすること。

イ 墓石及び形象類の高さは、墓所地盤面から2.0メートル以内とすること。

ウ 墓石最下段の台石背部と背後境界線との間隔は、0.3メートル以上あけて設置すること。

(4) 上屋根、板塀及び竹垣を設けないこと。また、樹木を植えないこと。

3 町長は、第1項の申請を許可したときは、里庄町営墓地墓所工事許可証(様式第12号)を当該申請者に交付するものとする。

4 前項の規定により許可を受けた者は、工事完了後直ちに里庄町営墓地墓所工事完了届(様式第13号)に必要な書類を添えて町長に提出し、係員の検査を受けなければならない。

(墓所の返還)

第15条 条例第16条の規定により使用者が墓所を返還するときは、里庄町営墓地墓所返還届(様式第14号)に許可証を添えて、町長に届け出なければならない。

(住所等の変更)

第16条 使用者又は代理人の本籍、住所、氏名又は連絡先に変更があったときは、里庄町営墓地墓所使用者等住所等変更届(様式第15号)に、次に掲げる書類を添えて、変更の日から14日以内に町長に届け出なければならない。

(1) 許可証

(2) 変更内容を証明する書類

2 町長は、前項の届出を受理したときは、許可証の内容を変更し、当該届出者に交付するものとする。

(帳簿の備付け)

第17条 町長は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第15条に規定する図面、帳簿又は書類等のほか、次の帳簿を備え付けておかななければならない。

(1) 里庄町営墓地墓籍簿(様式第16号)

(2) 里庄町営墓地使用料等調定兼徴収簿

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成26年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(略)